

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成28年2月29日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

総合公園第2スポーツコート の 供用時間を延長するとともに、施設使用料を改定することとした芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を延期するため、同条例を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第1号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年2月15日

芦屋市長 山 中 健

## 芦屋市条例第1号

### 芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例（平成27年芦屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則中「60日」を「90日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

総合公園第2スポーツコートの供用時間を延長するとともに、施設使用料を改定することとした芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を延期するため、所要の改正を行ったもの。

#### 2 改正の内容

施行期日を公布の日から起算して90日（現行は60日）を超えない範囲内において規則で定める日とすることとした。（附則関係）

#### 3 施行期日

公布の日